

## 新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活保護世帯が、排水設備の設置工事等を行おうとするときに、予算の範囲内においてこの要綱に基づき助成金を交付し、もって下水道の水洗化普及促進及び公設浄化槽の円滑な設置の推進並びに本市の環境衛生の向上を図ることを目的とする。

### (助成金の対象工事)

第2条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項、新潟市地域下水道条例(昭和58年条例第7号。以下「地域下水道条例」という。)第4条、又は新潟市浄化槽事業条例(平成22年条例第37号。以下「浄化槽条例」という。)第9条の規定による排水設備の設置及びくみ取便所を水洗便所へ改造するための工事(以下「工事」という。)とする。

### (助成金の額)

第3条 予算の範囲内において、前条に定める工事費の全額とする。

### (助成金の交付対象者)

第4条 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に規定する生活保護を受けている世帯で、かつ以下に掲げる要件に該当する者で、市長が適当と認めた者とする。

- (1)公共下水道及び地域下水道の処理区域内又は浄化槽条例第3条に規定する整備区域内に家屋を所有し、現に居住していること。
- (2)当該家屋の土地が借地等の場合は、その所有者の承諾があること。

### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新潟市下水道条例(平成7年条例第32号。以下「下水道条例」という。)第5条第1項(地域下水道条例第7条第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく排水設備計画の確認、又は浄化槽条例第11条第1項の規定に基づく排水設備工事計画の承認を受けた上で、排水設備設置特別助成金交付申請書(別記様式第1号)に工事見積書及び以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1)生活保護世帯であることの福祉事務所長の証明書。
- (2)当該家屋が自己の所有であることを証明する書類。
- (3)当該家屋の土地が借地等の場合、所有者の土地使用承諾書。
- (4)その他市長が必要と認める書類。

### (助成金の交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、助成の適否を決定し、助成を適当と認めたときは、排

水設備設置特別助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、助成を不相当と認めるときは、排水設備設置特別助成金審査結果通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の額の確定等の通知）

第7条 申請者は、工事が完了したときは、下水道条例第7条第1項（地域下水道条例第7条第2号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）又は浄化槽条例第13条第1項の規定による工事完了届に工事費請求書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された工事費請求書の内容を審査の上、助成金額を決定し、排水設備設置特別助成金額の確定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付決定取消しの通知）

第8条 市長は、下水道条例第7条第1項又は浄化槽条例第13条第1項に基づく検査結果及び前条第2項の審査結果が不適合と認められるときは、排水設備設置特別助成金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第9条 申請者は、助成金の交付請求をしようとするときは、排水設備設置特別助成金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当したときは、排水設備設置特別助成金返還命令書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 偽りの申請その他の不正な手段によって助成を受けたとき。
- (2) 交付された助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 本要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他、市長が不適切と認めるとき。

2 申請者は、前項の規定により通知を受けた場合には、助成金の全額を速やかに返納しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

（工事等の委任）

第11条 申請者は、次の各号に掲げる者に工事を依頼し、助成金の受領について委任するものとする。

- (1) 排水設備を下水道へ接続する場合は、新潟市指定排水設備工事店の中から選定した者
- (2) 排水設備を公設浄化槽へ接続する場合は、浄化槽条例第12条に規定する者

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 排水設備設置特別助成金交付申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

(申請者)

住所

氏名

印

排水設備設置特別助成金の交付を受けたいので、新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 助成事業名	新潟市排水設備設置特別助成
2 交付申請額	
3 施工場所	区
4 土地の所有者	
5 土地所有者の承諾 (申請者と同一の場合は不要)	申請者が排水設備を設置することを承諾します。  年 月 日  住所 氏名 印
6 工事店名	

### 添付書類

- (1) 工事見積書
- (2) 生活保護世帯であることの福祉事務所長の証明書
- (3) 当該家屋が自己の所有であることを証明する書類  
(登記事項証明書, 又は固定資産課税台帳(名寄帳)等のいずれか1通)

第 年 月 日

様

新潟市長

## 排水設備設置特別助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市排水設備設置特別助成金について、次のとおり交付決定したので、新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 助成事業名	新潟市排水設備設置特別助成
2 交付決定額	
3 申請者名	
4 土地所有者名	
5 工事店名	

### 注意

- (1) 工事が完了したら、すみやかに市長に届出ること。
- (2) 助成事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合にはすみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 工事施工の結果によっては助成金額が変更となる場合がある。

第 年 月 日

様

新潟市長

### 排水設備設置特別助成金審査結果通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市排水設備設置特別助成金について、次のとおり決定したので、新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 助成事業名	新潟市排水設備設置特別助成
2 申請者名	
3 審査結果	
4 理由	

第 年 月 号  
年 月 日

様

新潟市長

### 排水設備設置特別助成金額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった新潟市排水設備設置特別助成について、  
下記のとおり額が確定したので、新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第 7 条  
第 2 項の規定により通知します。

#### 記

1	交付決定額	金	円
2	交付済額	金	円
3	確定額	金	円

第 年 月 号  
年 月 日

様

新潟市長

### 排水設備設置特別助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知した、新潟市排水設備設置特別助成金交付決定額の全部（一部）を次のとおり取り消したので、新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第 8 条第の規定により通知します。

#### 教示

1 補助金の交付決定額	円
2 取 消 額	円
3 取消後の交付決定額	円
4 取 消 の 理 由	

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、新潟市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、新潟市を被告として提起することができます。

## 排水設備設置特別助成金交付請求書

年 月 日

(あて先)新潟市長

(申請者)

住所

氏名

印

年 月 日付、第 号排水設備設置特別助成金額の確定通知書により確定した助成金の交付について、新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第9条の規定により請求します。

## 受領委任状

年 月 日

(委任者)住所

氏名

印

新潟市排水設備設置特別助成金の受領を下記の者に委任します。

(受任者)住所

氏名

印

### 振込先

金融機関名	種 別	口座番号
銀行 信用金庫 組合	普通 座	
フリガナ		
口座の名義人		

第 年 月 日  
号

様

新潟市長

### 排水設備設置特別助成金返還命令書

新潟市排水設備設置特別助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

#### 教示

1 補助金の交付確定額	円
2 返還すべき金額	円
3 返還期限	年 月 日まで
4 返還を命ずる理由	
5 返還方法	

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟市を被告として提起することができます。